



県 章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
10月18日
号外（1）
金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 条 例

※滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局）…………… 1

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 議員は、会計年度任用職員の採用等に不当に関与してはならないこととしました。（第3条関係）
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

条 例

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第11号

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例（平成15年滋賀県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「嘱託員」を「会計年度任用職員、嘱託員」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

